

「流山市下水道条例の一部を改正する条例（案）」に係るパブリックコメント実施要領

1 目的

流山市下水道条例の一部を改正する条例（案）について、市民の皆様のご意見を募集するものです。

2 改正の背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「第2次一括法」）により下水道法が一部改正され、「公共下水道の構造の技術上の基準」及び「都市下水路の構造及び維持管理の基準」について、政令で定める基準を参酌して、管理者である地方公共団体が条例で定めることとなりました。

3 第2次一括法により条例で定める基準

- (1) 公共下水道の構造の技術上の基準
- (2) 都市下水路の構造及び維持管理の基準

4 条例の改正に係る考え方

流山市下水道条例においても、「公共下水道の構造の技術上の基準」及び「都市下水路の構造及び維持管理の基準」について市独自の基準を定めることが可能となりましたが、市の特有性はないことから、今までどおり政令で定める基準を参酌して条例を改正することとしました。

5 意見を募る対象

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に在する学校に在学する者

6 意見募集期間

平成24年11月21日（水）～平成24年12月20日（木）
（必着）

7 公表方法及び閲覧場所

流山市ホームページに掲載します。また、下水道建設課、情報公開コーナー、各出張所、各公民館、生涯学習センター（市民活動推進センター）の窓口でも閲覧することができます。

8 ご意見等の提出方法

自由様式又は別紙様式に名称、住所、氏名、電話番号を明記の上、郵便、FAX、電子メールによる提出、または担当課へ直接持参ください。お寄せ頂きましたご意見は、これに対する流山市の考え方とともに、整理した上で公表いたします。なお、個別回答はいたしません。

9 問い合わせ及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所 土木部 下水道建設課

電話番号 04（7150）6097（直通）

メールアドレス gesuikensetsu@city.nagareyama.chiba.jp